

## 上越市選挙管理委員会告示 第5号

令和6年4月21日執行予定の上越市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項の規定により準用する同法同条第5項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和6年3月1日

上越市選挙管理委員会  
委員長 澤 海 雄 一

- 1 ポスターを掲示することができる日

令和6年4月14日（日）